

宮崎労働局発表
平成 28 年 10 月 28 日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
課長 山崎 琢也
監察監督官 齋藤 慎史
専門監督官 谷宮 俊実
(電話) 0985-38-8834
(FAX) 0985-38-8830

報道関係者 各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国 43 会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

- 1 国民への周知・啓発
 - ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、全国 43 会場でシンポジウムを開催します。
 - ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等と、その防止に対する関心と理解を深めるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。
- 2 過重労働解消キャンペーン
過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談などを行います。

宮崎労働局（局長：元木賀子）では、過労死等防止啓発月間中に以下の取組を実施します。

➤ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：平成 28 年 11 月 26 日（土） 14:00～17:00

場所：宮日会館 11 階大ホール（宮崎市高千穂通 1-1-33）

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

➤ 「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します
キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、宮崎労働局長名による協力要請を行いました。

2 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します
宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

【訪問企業及び日時】

現在調整中です。決まり次第、お知らせいたします。

訪問時の内容は公開予定です。

3 重点監督を実施します
長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

4 電話相談を実施します
「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 : 11月6日(日)9:00～17:00

フリーダイヤル: 0120(794)713

実施主体は福岡労働局になります。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します
企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

日時：平成 28 年 11 月 7 日 14:00～16:30

場所：JA・AZM ホール別館 202（宮崎市霧島 1-1-1）

[参加申込方法]事前に下記のホームページからお申し込みください。

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

過重労働解消キャンペーン特設ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

[別紙]平成 28 年度過重労働解消キャンペーンの概要